

## 新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (2月15日時点)

### ▶接種券の再発行について

現在、国が定める新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間は、3月31日(金)までとされています。接種時期が到来しているにもかかわらず、紛失などで手元に接種券が無い人はコールセンターへ再発行の申し込みをしてください。

なお、実施期間が延長された場合など、最新情報は市ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。



### ▶接種証明書の電子交付について

国では、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(接種証明書)の電子交付をスマートフォンアプリで行っています。接種証明書アプリでマイナンバーカードによる本人確認(海外用はパスポート情報も必要)を行うことで、スマートフォン上に接種証明書が電子発行されます。書面と同じ形式で画面を保存し、印刷が可能ですので、ぜひご活用ください。



▲デジタル庁ホームページはQRコードから

ダウンロード方法など詳細は、デジタル庁、厚生労働省または市のホームページのほか、下記コールセンターでご確認ください。  
※ワクチン接種時点で弘前市に住民登録されていない場合や、弘前市以外の自治体が発行した接種券を使用したワクチン接種の証明については、別途、各自治体にお問い合わせください。

■接種手続きなどに関する相談窓口 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎0120-567-745、月～金曜日＝午前9時～午後8時、日曜日・祝日＝午前9時～午後5時、土曜日は休み) / その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室(☎38-3190)

市民の声を  
市政に反映

## 弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 審議会の委員を募集



第9期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を令和5年度に策定するに当たり、高齢者福祉施策・介護保険事業の運営や保険料などについて審議する「弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会」の委員を広く募集します。

▼応募資格 市内に在住する満18歳以上の人(市議会議員、市職員(退職者を含む)、市の他の附属機関委員などを除く)で、年5回程度、平日の日中に開催する会議に出席できる人

▼募集人員 3人程度  
▼任期 委嘱の日から令和6年3月31日まで  
▼報酬など 会議1回につき、報酬1万円と交通費相当額を支給

▼応募方法 4月20日(木・必着)までに、次の事項を記入した応募用紙を、郵送、持参またはEメールで介護福祉課へ提出してください。

①住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・職業・電話番号

②「弘前市の高齢者福祉と介護保険」をテーマにした作文(800字程度)  
※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、介護福祉課で配布しています/応募用紙の返却はしません。

▼選考方法など 応募書類の選考で決定後、結果は応募者全員に書面で通知します。  
※選任された人の氏名は、委員名簿や会議録等に記載するほか、市ホームページなどで公表します。

■問い合わせ・応募先 介護福祉課介護事業係(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所1階、☎40-7099、Eメール kaigo@city.hirosaki.lg.jp)

の事項を記入した応募用紙を、郵送、持参またはEメールで介護福祉課へ提出してください。

不明な点は  
問い合わせを

## 国民年金の保険料額や納付など

### 【国民年金保険料の納付】

令和5年度の国民年金保険料は月額1万6,520円となり、前年度から70円の引き下げになります。

4月上旬に、国民年金保険料納付案内書(納付書)が日本年金機構から送付されます。案内書には毎月の納付書のほか、前納や口座振替、クレジットカードによるお得で便利な納付方法について記載しています。

### 【学生納付特例申請】

大学、短大、専門学校などに在学する学生には、在学期間中、保険料の納付を猶予する学生納付特例制度があります。令和4年度分の学生納付特例の承認を受けている人で、令和5年度以降も

引き続き在学予定の人には、はがき形式の申請書が日本年金機構から送付されます。特例の申請をする場合は、はがきに必要事項を記入し、返送してください。

※4月中旬を過ぎてもはがきが届かない場合は、下記の申請先に申請してください/市民課駅前分室・城東分室では受け付けませんのでご注意ください。

■問い合わせ・申請先 弘前年金事務所(外崎5丁目、☎27-1339) / 国保年金課国民年金係(☎40-7048)

※学生納付特例申請は、岩木総合支所民生課(☎82-1628) / 相馬総合支所民生課(☎84-2113) / 各出張所でも受け付けています。

資産税課からの  
お知らせです

## 土地・家屋の価格等の縦覧および閲覧

固定資産税の納税者が自らの固定資産と他の固定資産の評価額を比較できるように、縦覧を実施します。

市内に所有する土地の固定資産税納税者は土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・価格を記載)を、家屋の固定資産税納税者は家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を記載)を見ることができます。また、市内に土地・家屋・償却資産を所有している(1月1日現在)人は、年間を通して固定資産税課税台帳を閲覧できますが、縦覧期間には閲覧が無料となります。

縦覧・閲覧の際は、納税者本人あるいは代理人であることを確認できるもの(運転免許証、保険

証、マイナンバーカードなど)を持参してください。※代理人は、納税者本人からの委任状(同意書)が必要です。

▼縦覧期間 4月3日～5月31日の午前8時30分～午後5時(平日のみ)

▼縦覧場所 資産税課(市役所2階)、岩木総合支所民生課(賀田1丁目)、相馬総合支所民生課(五所字野沢)

■問い合わせ先 資産税課土地係(☎40-7028)、家屋係(☎40-7029) / 岩木総合支所民生課(☎82-1628) / 相馬総合支所民生課(☎84-2113)

※令和5年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月上旬に送付する予定です。

豊富なメニューでお待ちしています

## 弘前市出前講座



▲市ホームページはQRコードから

市では、市民の皆さんの自主的な学習会などに市の職員を派遣し、制度や行政の情報を積極的に提供する「弘前市出前講座」を実施しています。ぜひご活用ください。

出前講座のパンフレットや申込書は、広聴広報課、岩木・相馬総合支所、各出張所などに用意しているほか、市ホームページでもダウンロードできます。利用の際は、利用希望日の1カ月前までにお申し込みください。

### ▼4月から新設する講座(3講座)

- ①史跡弘前城跡(弘前公園)のスペシャリストになろう!
- ②日本近代建築の巨匠!前川國男
- ③簡単な体操・スポーツなどの運動教室

### ■問い合わせ・申込先

広聴広報課(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所2階、☎35-1194、ファクス35-0080)

